犯罪のないみやぎ 安全・安心まちづくり基本計画

平成24年3月 宮城県

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画

目 次

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・ 1
(1)	計画策定の背景
(2)	安全・安心まちづくりに向けての取組
(3)	安全・安心まちづくりとは
(4)	計画の位置付け
(5)	県民意見の反映
(6)	計画の期間
2	宮城県の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(1)	県民生活における現状と課題
(2)	地域社会の現状と課題
3	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進・・・・・・・ 6
(1)	目標
(2)	基本方針
(3)	方向性
(4)	推進体制の整備
4	推進項目と具体的推進方策・・・・・・・14
犯	罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成
(1)	県民等への情報等の提供による防犯意識の醸成
(2)	安全・安心まちづくりのための環境の整備
(3)	各ボランティア団体等のネットワーク化の促進
(4)	行政,県民,事業者等が連携した県民運動の推進
犯	罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応
(5)	地域で見守る子どもの安全対策の促進
(6)	子どもに関する安全教育の推進
(7)	子どもを守るためのインターネット、携帯電話等の利用教育の推進
(8)	子どもを犯罪の被害から守るための対策の推進
女	性の安全対策の推進
(9)	女性を犯罪の被害から守るための対策の推進
高	齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進
(10)	地域で見守る高齢者,障害者,外国人等の安全対策
学	校、通学路等の安全対策の推進
(11)	安全な学校・通学路づくり
犯	罪の防止に配慮した安全な道路,公園,駐車場,住宅,深夜商業施設等の普及
(12)	犯罪の防止に配慮した安全な道路,公園,駐車場等の普及
(13)	犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及
(14)	犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及

犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり

- (時) 繁華街等の環境整備
- (16) 観光地における情報提供の充実

被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧

- (17) 被災地における防犯ボランティア活動の再生支援
- (18) 被災地の安全対策の推進
- (19) 被災地における子どもの安全・安心の確保
- (20) 被災地の環境整備の促進

【資料編】

○犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

宮城県は、豊かな自然に恵まれているとともに、都市、農山漁村など多様な環境を有しており、これからの時代に、真に豊かな生活を享受できる可能性を持った地域です。

このように素晴らしい可能性を持った地,「みやぎ」において,豊かで潤いのある生活を 営んでいくための基本となるのは、安全で安心して暮らせる社会であり、その実現は県民 共通の願いです。

しかし、県内では、子ども、女性、高齢者を対象とした犯罪の発生や犯罪の国際化、低 年齢化などによって、治安に対する県民の不安感が増してきています。

また,情報化,高齢化,都市化などに伴う生活様式の変化を始めとする近年の急激な社会環境の変化により,地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化も危惧されています。

このような中で、県民が真に安心して暮らせるまちづくりの実現のため、行政施策や警察活動のみならず、地域社会が連帯して支え合うことを基本として、県民一人ひとりが、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、基本的人権を尊重しながら、犯罪の被害にあわないまちづくりを進めていくことが必要となっています。

(2) 安全・安心まちづくりに向けての取組

宮城県では、平成18年3月に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例(以下「条例」という。)」を制定し、また条例の理念を具体化するため、平成19年3月に平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とする「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」を策定することにより、すべての県民が安心して暮らせるまちの実現を目的として、県民等(県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。)が、地域の実情に応じて、地域の課題を解決し、犯罪のない安心して暮らすことができる安全なまちづくり(以下「安全・安心まちづくり」という。)を県民運動として進めていくことに取り組んでまいりました。

その結果,現計画が始まる直前の平成18年においては,宮城県の1年間の刑法犯認知件数は約32,000件であったものが,関係者を始めとする県民一人ひとりの取組により,平成22年には約25,000件にまで減少しております。しかし,残念ながら,治安に対する県民の不安感が払拭されているとはいえません。

また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、本県に沿岸部を中心 とした壊滅的な被害をもたらし、多くの県民が未だ震災前の生活を取り戻せていない状況 にあります。

このような中、県民の安全で安心して暮らせる環境に対する期待はますます高まっています。

このため、平成24年度から開始する新たな計画を策定し、すべての県民が安心して暮らせるまちの実現のための取組を総合的かつ計画的に推進していくものです。

(3) 安全・安心まちづくりとは

安全・安心まちづくりは、行政、県民、事業者など私たちの社会を構成する多様な主体 が参画し、連携、協働して、それぞれの役割を果たしながら取り組んでいくものです。 特に、犯罪の被害にあわないようにするという意識を県民自らが持ち、課題解決に主体的に取り組むことで、「自分たちのまちは自分たちで守る」という安全・安心まちづくりの意識が育まれてきます。

また、県民等による様々な自主的活動が互いに連携し、ネットワーク化されていくことにより、安全・安心まちづくりの各種活動が県内各地に広まり、県民が安心して暮らせるまちづくりが進みます。

(4) 計画の位置付け

イ 条例に基づく基本計画

この基本計画は、条例第7条第1項に規定された基本計画となります。

社会情勢や地域の実情に応じて、県民等が自主的に行う安全・安心まちづくりの活動を 促進し、県民運動として展開していくための各種施策を体系化して示すものです。

ロ 宮城県の策定する他の計画との整合

県では、県政運営の基本的な指針として、将来のみやぎのあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先的に取り組むべき施策をまとめた「宮城の将来ビジョン」を策定しています。

また、平成23年3月11日に発生し、本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定し、平成23年度から平成32年度までを計画期間として震災からの復興を目指しています。

本計画の策定及び実行に当たっては、これら宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興計画との整合を図りながら、犯罪のない安全で安心なみやぎの実現に向けた取組を行ってまいります。

(5) 県民意見の反映

基本計画の策定に当たっては、県民から意見を募集するとともに、安全・安心まちづくり委員会に諮問し、その答申を踏まえ策定しました(条例第7条第3項及び第4項)。

(6) 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

社会情勢や犯罪発生状況等を勘案し、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

(参考)

【宮城の将来ビジョン】

宮城の将来ビジョンは、平成19年度から平成28年度までを計画期間として、平成19年3月に策定されました。

これは、計画期間の10年間、県として優先的に取り組むべきテーマや目指す姿を明確にし、その実現を図るための取組の方向性を示すものです。また、同ビジョン実現のため、県として実施する具体的取組やその数値目標を示す行動計画が別途策定されており、現在は第2期行動計画(平成22年度から平成25年度まで)の期間内となっております。

この基本計画は、同ビジョンに基づく政策推進の基本方向「安心と活力に満ちた地域社会づくり」に沿う施策「だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり」の中の取組「安全で安心なまちづくり」のための個別計画として位置づけられます。

2 宮城県の現状と課題

(1) 県民生活における現状と課題

イ 犯罪の現状

宮城県の刑法犯認知件数(注1)は、平成13年に約49、900件とピークを記録しましたが、その後は減少を続けており、前計画期間(平成19年度から平成23年度まで)が始まる前の平成18年の年間約32、000件に比べても、平成22年は年間約25、000件にまで減少しております(4年間で約7、000件の減。率にすると約22%の減)。

しかしながら、昭和40年代から50年代前半の年間約16,000件前後から比べると、年間約9,000件以上も多い状況であり、1日当たり67件、およそ21分に1件の割合で何らかの事件が発生していることになります。

また、刑法犯に係る犯罪被害者の割合をみると、子ども(20歳未満の者をいう。)が被害にあう割合は、24.0%(全国20.4%)、女性が被害にあう割合は、36.2%(全国33.9%)と全国平均より高くなっています。

県内では、女性に対するわいせつ事案が、全体の刑法犯認知件数の推移に比べ、必ずし も減少していないほか、被災地においては空き巣が多発するなど、県民の身近なところで 犯罪が発生しており、県民の不安感は解消されておりません。

(注1) 刑法犯認知件数:窃盗,強盗,殺人などの刑法犯について,被害の届出,告訴,告発, その他により警察などが犯罪の発生を認知した事件数

ロ 子どもを取り巻く現状

次の世代を担う子どもたちは、県民総ぐるみで健やかに育て、守っていかなければなりません。

しかしながら、子どもに対する声かけ、つきまとい等の事案に係る通報件数が急増しているなど、子どもが犯罪に巻き込まれることがないよう注意を要する状況が続いております。

そのほか,最近では,核家族化,少子化など社会の情勢が大きく変化していく中で,児 童虐待などの深刻な問題も生じています。

また、情報化社会が急速に進展する中で、有害な情報や危険な情報へのアクセスが容易 になるなど、子どもたちを取り巻く環境が悪化してきています。

非行少年等の検挙・補導数は減少しているものの、初発型非行である万引きについては、近年、増加傾向を示しており、その犯行動機をみても規範意識の低下が見られるほか、依然として刑法犯検挙人員の約4分の1を少年が占めるなど、人口比で成人と比較すると約5倍もの高い率で犯罪を犯している実態があります。

また,少年院出所者の約4割が再犯を犯しているという全国調査の結果もあり,非行の 芽を早期に摘むことが,安全で安心な社会を作っていくために重要となっています。

(注2) 刑法犯検挙人員:警察などが検挙した刑法に規定する事件の被疑者数

(2) 地域社会の現状と課題

我が国の治安の良さは、警察を始めとする関係機関の不断の取組やお互いに支え合い、助 け合うといった地域の連帯感に支えられてきました。

近年は、連帯感の希薄化などの問題点が指摘されていたところですが、東日本大震災では、 地域の人々の支え合いがクローズアップされ、改めて地域に根付く住民同士のきずなの大切 さが見直されました。

より安全で安心に暮らせる犯罪のないみやぎを実現するには、震災の経験を踏まえ、住民がお互いを認め合う人間関係を基本としながら、共に力を合わせて地域社会の課題解決に取り組んでいかなければなりません。

特に子どもたちを取り巻く環境が急速に変化していく中では、県民一人ひとりが子どもたちを見守り、地域ぐるみで育むことが大切となっています。

3 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進

(1) 目標

県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み,すべての県民が 犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちを実現します。

(2) 基本方針

イ 県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯 意識を共有し、被災地を始めとする地域のきずなを起点にお互いが支え合う地域社会を実 現します。

県は、県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」 という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現するために、地域でコ ミュニティ活動を行っている団体の連携を推進し、防犯意識の高揚と相互扶助精神 の醸成を県内にくまなく広げ、安全・安心まちづくりを大きな県民運動のうねりと していきます。

ロ 子ども,女性,高齢者,障害者,外国人など特に防犯上の配慮を要する人を,その置かれている社会的背景に留意しながら犯罪被害から守っていきます。

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人等が犯罪の被害を受けることがないよう日常生活の中で声をかけ合い、目配り・気配りし、地域で人と人とのつながりをつくり、お互いが見守り、支え合うような県民等の取組を促進するとともに、問題の早期解決のために相談しやすい環境の整備に努めます。

また、子どもが犯罪の被害にあわないように、社会環境の変化に応じつつ、年齢や 発達段階に適したテーマや教材等を活用し、効果的な安全教育を推進します。

ハ 基本的人権に配慮しつつ, 犯罪が起きにくく, 県民が安心して暮らせる生活環境の整備 を行います。

安全・安心まちづくりを推進するに当たっては、県民一人ひとりが、相互の基本的 人権を尊重することが重要です。

安全・安心まちづくりは、県民等が行う自主的な活動に支えられていますが、特に、 犯罪の防止に配慮した環境づくりを行う場合、プライバシーを始めとする個人の権利 を侵害しないことなど人権への配慮に努めながら推進していきます。 すべての県民が、犯罪に巻き込まれることなく、 安心して暮らせるまちの実現

- □ 県民の生活の安心感が向上する。
- ◎ 犯罪被害が減少する。
- ◎ 犯罪が起きにくい地域社会が実現する。

県民一人ひとりが「白らの安全は白らが守る」、「地域の安全は地域が守る」 という防犯意識を共有し、被災地を始めとする地域の絆を起点にお互いが 支え合う地域社会を実現します。

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら犯罪被害から守っていきます。

見守 環境整備

基本方針

支えあい

基本的人権に配慮しつつ,犯 罪が起きにくく,県民が安心 して暮らせる生活環境の整 備を行います。

(3) 方向性

イ 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成

犯罪のない安全で安心な暮らしを営むことは、県民共通の願いです。

そのためには、県民一人ひとりが地域の課題を認識し、自主的・主体的に解決してい くことが必要です。

これまでも、町内会、PTA等を中心とした子どもの見守り活動のほか個人単位でも 大の散歩やウォーキングを子どもの登下校時に合わせて行うなどの様々な取組が県内各 地で行われています。

こうした草の根の取組を地域コミュニティの連帯に発展させていくことが, 犯罪のないみやぎを目指す上で重要です。

ロ 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応

我が国には、子どもの健やかな成長を願い、地域全体で子どもを育て、見守るという 意識が共有されていたため、常に近隣の住民が子どもたちを見守っており、子どもに対 する犯罪を犯しにくい環境がありました。

しかしながら、生活様式の変化や核家族化、少子化などに伴い、地域で住民同士が支 えあう力が低下し、親の育児不安につながるとともに、家庭の孤立化が児童虐待の発見 を遅らせています。

また、インターネットの普及をはじめとする情報化社会の進展は私たちの生活を便利 にしましたが、それに伴い、犯罪者が子どもへ接触する機会も増大させており、被害に あうおそれが高まっています。

犯罪被害から子どもを守るためには、住民一人ひとりが子どもの置かれている現状に 関心を持つことが重要であり、県は、地域が連帯して子どもを見守り、犯罪を犯しにく い環境を作る取組や情報化社会に対応する犯罪予防の取組を促進していきます。

ハ 女性の安全対策の推進

ストーカーやドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)を始めとした 男女間のトラブルを背景とした重大事件がこれまでに多数発生し、社会の注目を浴びて いるにも関わらず、同様の事案は後を絶ちません。

これには、男女が共同して参画する社会が進展し、自立した女性が増える一方で、物理的な体力差といった生来的な性差に基づく理由や経済的基盤の脆弱さ、または旧来的な女性観といった社会的事情が背景にあり、早急な対策が求められています。

このため、社会全体で性差を原因とする犯罪を許さない環境をつくるとともに、女性が犯罪被害者にならない社会づくりを進めていきます。

ニ 高齢者,障害者,外国人等の安全対策としての見守り活動の推進

高齢者、障害者、外国人その他特に防犯上の配慮を要する人たちが犯罪に巻き込まれないように、安全情報の伝達方法等を配慮するなど、行政と県民等が連携して地域ぐるみで見守り活動を推進していきます。

ホ 学校、通学路等の安全対策の推進

子どもたちは、地域の人と人とのつながりの中で育まれてきましたが、家庭や地域で 支えあう力が低下し、子どもたちにとって安全な場所であるべき学校や通学路等で被害 にあう事件が発生しています。

そこで、学校や家庭、地域が一体となって学校・通学路等の安全点検を行い、危険箇所を改善し、安全な学校、通学路等の整備を推進することにより、子どもたちの安全確保に努めます。

へ 犯罪の防止に配慮した安全な道路,公園,駐車場,住宅,深夜商業施設等の普及

地域における県民等の自主的な活動の促進とともに、犯罪の防止に配慮した環境づくりが重要です。

このため,道路や公園等の整備,住宅・事業所・深夜商業施設などの建築に際し計画 段階から犯罪の被害にあわないまちづくりの視点を取り入れることを始め,犯罪の防止 に配慮した高照度照明設備,防犯性の高い機器等の導入を促進します。

ト 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティ(注3)のある地域づくり

私たちの住む地域は、人へのあたたかい思いやりのある地域でなければなりません。 特に、観光地や繁華街が、違反広告物、落書き、ゴミの散乱、放置された空き家・空 き地等により環境が悪化している状態では訪れた人の印象が悪くなるばかりでなく、青 少年の非行を始め各種の犯罪を誘発・助長します。

そこで、都市部、都市近郊地域、農山漁村地域といった地域性を尊重しつつ、関係機関、団体等が連携して、犯罪を誘発するような環境を改善し、美しい地域づくりを進めていきます。

チ 被災地における安全・安心まちづくり体制の早期復旧

東日本大震災では多数の尊い人命が失われるとともに、被災地においては、未だ多くの県民が不自由な暮らしを余儀なくされています。

被災地では自らの生活の立て直しに精一杯の状況であり、自主的な防犯活動を積極的に行う余裕がないのが現状ですが、犯罪がない安心して暮らせる日々の回復のためには、住民自らが立ち上がり、自らのまちの安全・安心のために行動することやその活動を支援することが欠かせません。

このため、行政を始め関係機関が一丸となって、被災地における安全・安心まちづくり活動の再開への支援や犯罪がなく安心して暮らせる環境の早期復旧を進めていきます。

(注3) ホスピタリティ: 思いやり、もてなし、 他人へのやさしさなどを意味し、個々人を尊重し、相手の立場を考え、相手の痛みを感じとれる心の在り方ともいえる。人との関係で「まごころのふれあい」が大切であることを表す。

(4) 推進体制の整備

安全・安心まちづくりの目標を実現するため、行政、県民、事業者など私たちの社会を構成する多様な主体がその意義を認識し、それぞれの役割を果たしながら、連携、協働して推進する体制を整備します。

イ 県の体制整備

県は、安全・安心まちづくりの施策を総合的に推進するため、知事部局、教育委員会、 警察がそれぞれの役割に応じ、地域の実状に応じた活動が行えるよう、推進体制を整備 します。

- 県警,教育庁を含めた「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり推進本部」を設けて,各部局の施策への基本計画と防犯指針の内容の取込みを徹底します。
- 「すばらしいみやぎを創る協議会」の運動を活用して、シンポジウム、自主活動団体の表彰、事例発表等の機会を設け、安全・安心まちづくりを県民運動として盛り上げます。

ロ 県民・ボランティア団体・NPOなど多様な主体との連携

安全・安心まちづくりには、町内会や小学校区または中学校区単位の地域での住民の参加と協力が不可欠です。スポーツ振興活動、子ども会活動、少年補導活動、健全育成活動、交通安全活動、自主防災活動等を行っているボランティア団体やNPOなど多様な主体によるそれぞれの得意分野を活かした取組が一層促進されるよう、連携・協力していきます。

- 県内の賛同団体等を広く集めた「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり県民大会」 を開催し、自主活動を促進します。
- 安全・安心まちづくりに取り組む県民,自主活動団体に情報提供,助言等の支援を 行います。

ハ 市町村や国、他の都道府県との連携

安全・安心まちづくりにおいて、県民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、 市町村の行う安全・安心まちづくりに係る施策に関し、助言その他の支援を行うととも に、市町村と県のパートナーシップによる連携の強化を図り、総合的かつ効果的な施策 の推進に努めます。

また、安全・安心まちづくりに関する国との情報交換を推進するとともに、他の都道 府県の取組事例を紹介するなど広域的な連携、情報の交換を図ります。

- 情報交換,助言,補助制度の活用等により,市町村の取組を支援します。
- 震災により深刻な被害を受けた市町村と積極的に連携し、被災地で必要とされている安全・安心まちづくりに係る施策を推進します。

県内で安全・安心に関する活動を行っているNPO等の状況について

【県下で地域安全活動を行っているNPO法人】

(H23, 11 調査時)

認証法人

65件

【自主防犯ボランティア団体数】

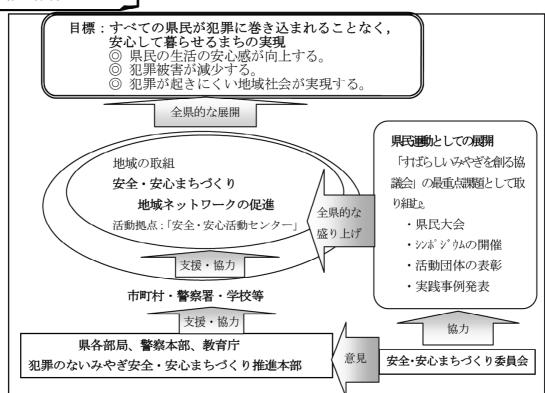
(H22,12 調査時)

団体数

554団体

※町内会、自治会、その他住民による団体、子どもの保護者による団体等

推進体制のイメージ



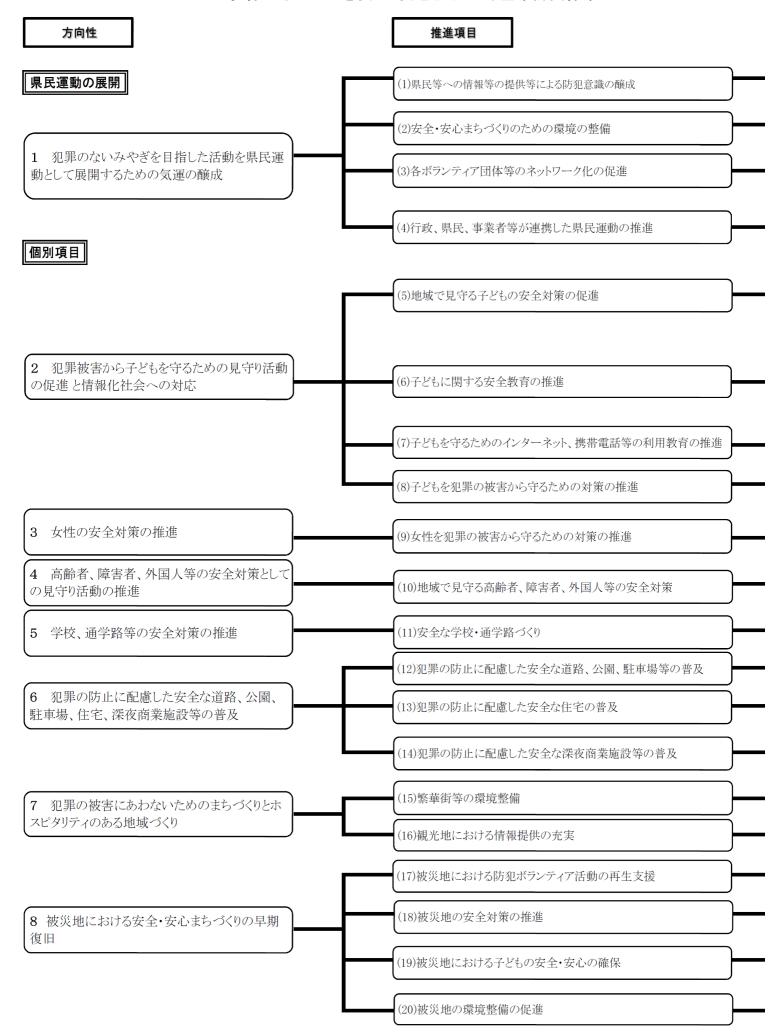
- ●安全・安心まちづくりについての理解を深める。
- ●日常生活において犯罪にあわないように心がけ、 行動する。
- ●地域で自主的な防犯活動に取り組む。
- ●県民や市町村が行う施策等を促進するための総合 的な計画を策定する。
- ●安全・安心まちづくりを県民運動として推進する。
- ●県民等の活動に対して助言、情報提供などの支援
- ●市町村が実施する安全・安心まちづくりの施策に 協力する
 - ●防犯指針を策定する。

民

施設の管理者等

- ●安全・安心まちづくりについての理解を深める。
- ●事業活動において犯罪にあわないように注意する。
- ●犯罪を誘発しないよう環境の整備に努める。
- ●地域の一員として安全・安心まちづくりを推進する。
- ●防犯指針に基づき犯罪の防止に配慮する。
- ※県の「防犯指針」に揚げられている施設等
 - ・学校、通学路
 - ·道路、公園、駐車場等
 - ・住宅
 - ・深夜商業施設

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画体系



具体的推進方策

-	イ. 地域安全情報の提供 ロ. 地域における安全教育の充実
	イ. 県民等の社会活動への参加の促進 ロ. 安全・安心まちづくりの担い手となる人材の育成 ハ. 「地域の安全は地域で守る」ための解決活動の展開
	イ. 地域における各種活動団体等の連携・ネットワーク化の促進 ロ. 地域活動拠点の整備 ハ. 各種活動状況等の情報の共有化
	イ. 県民運動としての推進体制の確立 ロ. 県民運動に向けた意識啓発 ハ. 県民運動を推進するためのコミュニティの育成
	イ. 地域における子どもの安全確保に向けた取組の促進ロ、放課後対策の推進へ、子ども110番の家等の設置促進とその活用ニ、子どもの相談窓口の充実ホ、子どもに関する安全情報の共有へ、子どもの虐待防止の取組の推進ト、学校における子どもの防犯に関する総合的な安全対策の促進
	イ. 子どもの健全育成 ロ. 子どもの犯罪回避能力の育成等 ハ. 子どもを守るための大人に対する安全教育の推進 ニ. 家庭における子どもの安全教育の支援 ホ. 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援
	イ. 子どもに対する情報モラル教育の推進 ロ. 子どもを取り巻く情報化社会の現状に関する大人の理解度の向上
	イ. 子どもを標的とする犯罪から子どもを守るための対策の検討の推進
	イ、女性に関する安全教室の推進 ロ、女性が相談しやすい環境の整備 ハ、女性の適切な支援のための情報共有化の促進 ニ、女性が標的になりやすい犯罪から女性を守るための対策の検討の推進
	イ. 高齢者の見守り活動の推進 ロ. 障害者の見守り活動の推進 ハ. 外国人等の見守り活動の推進
	イ. 学校等の施設の安全対策(構造、設備、管理)の推進 ロ. 地域ぐるみでの子どもにとって安全な通学環境の整備
	イ. 道路、公園、駐車場等の見通しの確保、高照度照明施設等の整備促進 ロ. 自動車・自転車の盗難防止対策の推進
	イ. 防犯性の高い建物部品の普及 ロ. 防犯モデルマンション認定制度等の導入促進
	イ. 深夜商業施設等への防犯機器等の普及促進 ロ. 深夜小売業施設に対する安全情報の提供、安全対策の啓発 ハ. 深夜小売業施設のセーフティステーションとしての活用の促進
	イ. 街の美観を著しく阻害する違反広告物、落書き等を許さない環境づくり ロ. 犯罪に利用されないための空き地、空き家、空き店舗対策の推進
	イ. 訪れる人にとって分かり易い案内看板、パンフレット等の普及 ロ. 観光案内所等での安全情報の提供 ハ. 外国人旅行者への地域安全情報の提供
	イ. 被災した防犯ボランティアの活動再開への支援 ロ. 被災地における安全・安心まちづくりの担い手の育成
	イ. 被災地の安全パトロールの推進 ロ. 被災者などへの安全教育の推進 ハ. 被災者のための相談窓口の充実
	イ. 被災地における子どもの見守りの推進 ロ. 被災地における通学路の安全点検の推進 ハ.被災地における子どもの安全な居場所づくりの推進
	イ. 被災地の安全な環境の早期復旧 ロ. 被災地における環境美化活動の推進

4 推進項目と具体的推進方策

(1) 県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成

県民等が犯罪の被害にあわないよう、特殊・特異な手口による犯罪、特定の業種等を対象とした犯罪、広域的に発生が急増している犯罪や地域性の高い犯罪などの情報を公表するとともに、犯罪の発生状況を統計的に分析して県民等に提供します。

これらの取組を通じ、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という 防犯意識の醸成を図り、正確な情報に基づいて県民が自ら有効な防犯対策を講ずること ができるよう支援します。

イ 地域安全情報の提供

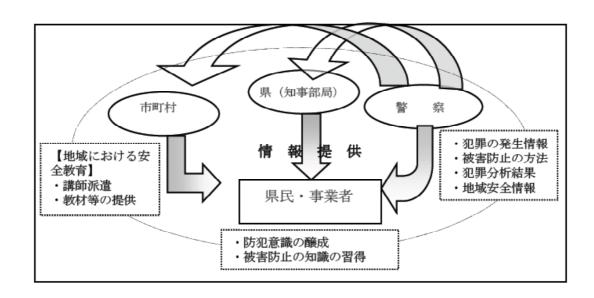
【知事部局, 警察, 市町村】

- 身近な地域社会で発生している犯罪の発生情報をプライバシーの保護に留意しながら 県民、事業者に提供する。
- 犯罪被害にあわないための方法や統計的に分析した犯罪の発生状況を県民,事業者に 提供する。
- 地域の特性に応じて、ケーブルテレビ、FM放送、防災無線等を活用したり、事業者 と連携し、広告塔や店内放送などの手段を活用して地域安全情報を効果的に伝達する。

ロ 地域における安全教育の充実

【知事部局,警察,市町村】

- 各地域で開催される犯罪の被害にあわないための安全教室や安全・安心まちづくりの 自主的活動を促進するために開催される各種講座等に対して,講師派遣や教材等の提供 等の支援を行う。
- 住民が、お互いに認め合う人間関係を基本としてともに力を合わせて、学校、家庭、 地域とのきずなや連帯感を高め、地域の特性に応じて、具体的な対応がとれるように安 全教育の充実を図る。



(2) 安全・安心まちづくりのための環境の整備

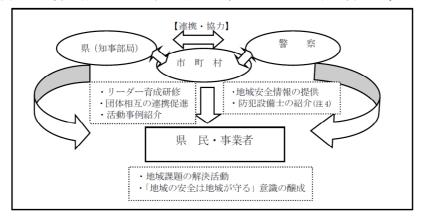
県民等の社会活動への参加を促進し、安全・安心まちづくり活動の担い手の裾野を広 げるとともに、専門家による研修等を実施し、安全・安心まちづくりの担い手を育成し ます。

「地域の安全は地域で守る」ため、県民等による地域の諸問題を地域で解決する自主 的活動を促進します。

- イ 県民等の社会活動への参加の促進 【知事部局,警察,市町村,県民・事業者】
- 県民や事業者に対し、防犯協会、老人クラブ、女性団体、子ども会などの団体や社会 福祉活動、交通安全活動、自主防災活動などの活動を行っている団体、さらには、民生 委員、児童委員や保護司などが行っている社会活動についての情報発信を積極的に行い、 社会活動に対する県民の理解を進めるとともに、これら社会活動を行う団体等が自主的 に、より多くの人が参加しやすい環境づくりを行うことで、県民等の社会活動への参加 を促し、安全・安心まちづくりの裾野の拡大を促進する。
- ロ 安全・安心まちづくりの担い手となる人材の育成 【知事部局、警察、市町村】
- 様々な社会活動の中心となっている人を対象に、安全・安心まちづくりに関する研修 等を実施し、地域の安全・安心まちづくりのリーダーとなる担い手を育成する。
- 県民等の幅広い層を対象とした安全・安心まちづくりに関する研修等を実施し、安全 ・安心まちづくりに関する理解を広めるとともに、安全・安心まちづくりの担い手を育 成する。
- 社会活動団体間の連携、協力を促進するため、それぞれの団体のリーダーが参加する 連絡会議などを開催することにより人的交流を活発にして、各団体が連携した安全・安 心まちづくりを促進する。
- ハ 「地域の安全は地域で守る」ための解決活動の展開

【知事部局, 警察, 市町村, 県民・事業者】

○ 県民等が、主体的にそれぞれの地域で抱えている問題の解決方法を検討し、警察や関係機関と連携・協力して地域の課題を解決していくように努める。



(注4) 防犯設備士:防犯設備の設計・施工・保守管理を適正に行うことができる専門家。公益社団法人日本防 犯設備協会が認定する資格

(3) 各ボランティア団体等のネットワーク化の促進

地域で自主的活動に取り組んでいる県民等や交通安全活動、子どもの健全育成活動など様々な活動を行っている団体のネットワーク化を促進します。

警察署連絡所、公民館、コミュニティセンター等をネットワークによる安全・安心ま ちづくり活動の拠点とします。

このような地域活動の拠点において、地域課題やお互いの活動内容について情報を共 有することにより、自主的活動の活性化や適切な役割分担による効率的な活動が行えま す。

- イ 地域における各種活動団体等の連携・ネットワーク化の促進 【県民・事業者】
- 防犯協会,社会福祉協議会,子ども会,女性団体及び老人クラブ並びにスポーツ振興, 少年補導,青少年健全育成,交通安全,自主防災等の地域で様々な活動を行っている団 体が連携して、地域のネットワークを作る。
- ロ地域活動拠点の整備

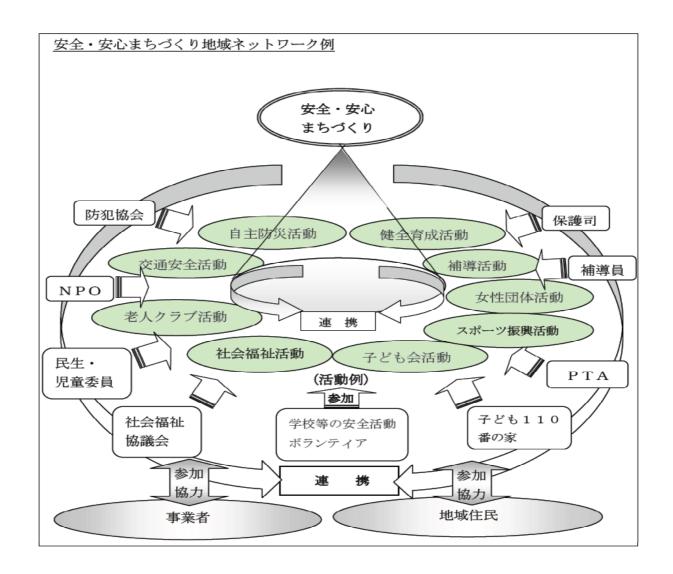
【知事部局, 警察, 市町村】

- 地域の警察署連絡所、公民館、コミュニティセンター、集会所等を安全・安心まちづくり活動の拠点となる「安全・安心活動センター」として機能させるため、ネットワークの運営、装備資機材の貸与等の支援を行う。
- 安全・安心活動センターにおいて、地域における各種安全教室の開催、地域安全点検、 地域安全情報の集約・発信等を行い、拠点としての機能を充実させる。
- ハ 各種活動状況等の情報の共有化

【県民・事業者】

○ 安全・安心活動センターに関わる各団体間の情報共有化を推進するため、地域の課題 や行政の支援メニューなど地域の情報を積極的に発信するとともに、ファクシミリ、電 子メール、町内会の回覧板、PTA通信網、防災無線等を活用した情報ネットワークを 整備する。

(注5) 警察署連絡所:廃止された交番・駐在所等を連絡所として開所し,警察官が相談への対応や書類の受理等にあたっているもの。



【参考:学校等の安全活動ボランティアなど】

地域学校安全指導員(スクールガード・リーダー)(注6),学校安全ボランティア(スクールガード),スクールサポーター(注7)等,学校や児童・生徒の安全確保の活動を行っているボランティア等をいいます。

- (注6) 地域学校安全指導員 (スクールガード・リーダー): 児童・生徒を対象にした防犯活動 において,スクール-ガード (学校安全ボランティア) の活動に対して指導・助言を行 う人。近年,全国各地でスクール-ガードの組織化が進んでおり,警察官OBなどが指 導官として就任している。
- (注7) スクールサポーター:地域安全情報や非行に関する情報を的確に把握し、学校や教育委員会等の教育機関、自治体、PTA、自主防犯組織等に対して積極的に情報提供するとともに、児童生徒に対する犯罪被害防止教育、非行防止教育等を行い、また、学校等に対して児童生徒の安全に関する指導、助言を行う。

(4) 行政, 県民, 事業者が連携した県民運動の推進

安全・安心まちづくりに関する自主的活動は、県民等が主体となって多くの地域で進められています。

こうした活動を、県内にくまなく広げ、幅広い層の県民等が参加する地域社会全体の 取組へと発展させていくためには、県民等の意識と理解の向上を図るとともに、コミュ ニティを育成することにより、地域が連帯して安全・安心なまちづくりを推進していく 気運を県内に醸成させていかなければなりません。

イ 県民運動としての推進体制の確立

【知事部局,警察,市町村】

- 安全で安心なまちづくりを目指した取組を県内全域に広げていくために、「すばらしいみやぎを創る協議会」や交通安全・青少年健全育成などの県民運動の推進母体と連携し、その経験やノウハウを活用することで、県民総ぐるみの運動として発展させる。
- 県内で活動する各種団体が連携・協力して、安全・安心まちづくりが県民運動として県内でくまなく行われる体制を整備する。

ロ 県民運動に向けた意識啓発

【知事部局,警察,市町村】

- 安全・安心まちづくりには、県民一人ひとりが、犯罪のない社会を実現するために何ができるかを考え、行動することが重要であることから、県民一人ひとりにこうしたメッセージが届くよう、県政だより、市町村の広報紙、防災無線、公共のメディア、事業所の広報媒体等を活用した普及啓発を積極的に行う。
- 住民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、市町村が行う安全・安心まちづくりに関する事業を支援する。

ハ 県民運動を推進するためのコミュニティの育成

【知事部局, 警察, 市町村】

○ 県民誰もが安全・安心まちづくりに参加できる環境を作るため、「一軒一灯運動」、「あいさつ運動」、「花のあるまち運動」など手軽に参加できる活動を推進するとともに、こうした運動への参加を契機としたコミュニティの育成を促進する。

(5) 地域で見守る子どもの安全対策の促進

学校、家庭、警察、地域住民、ボランティア等の連携の下に、登下校時や放課後等の子どもの見守り活動、通学路等の地域安全マップ(注8)の作成、犯罪被害防止教室の開催等の取組が行われるよう支援します。

学校安全ボランティアや校内の巡回や相談に従事するスクールサポーター等による効果的な子どもたちの見守り体制の整備を促進します。

児童虐待防止の普及啓発を進め、地域ぐるみで子どもを虐待から守ります。

イ 地域における子どもの安全確保に向けた取組の促進

【知事部局,教育委員会,警察,市町村】

- 母親クラブ(注9), 老人クラブなどによる地域での子どもの見守り活動や, ファミリー・サポート・センター(注10), シルバー人材センターなどによる子どもの送迎等の取組を支援する。
- 支援を必要とする子どもに対し迅速に対応するため、地域社会と行政との連携を推進 する。

ロ 放課後対策の推進

【知事部局,教育委員会,警察,市町村】

- 子どもたちが放課後等に安全で健やかに過ごせる活動拠点(居場所)を地域の中に確保し、総合的な放課後対策を実施する。
- 学習塾など子どもを対象とした教育産業に携わる事業者に対し、関係団体を通じて「子 どもの安全確保」について普及・啓発を図る。
- ハ 子ども110番の家(注11)等の設置促進とその活用

【知事部局,教育委員会,警察,市町村】

- 安全で安心な通学路や遊び場を確保するため、子どもたちの緊急避難先として指定されている「子ども110番の家」等を広める。
- 子ども110番の家の登録を契機とした子どもの見守り活動の展開を支援する。

ニ 子どもの相談窓口の充実

【知事部局,教育委員会,警察,市町村】

- 問題を抱える子どもが気軽に相談できる環境づくりのため、子ども、保護者及び学校 関係者を対象とする相談窓口、少年補導職員及び少年警察ボランティアによる相談活動、 インターネットの活用による相談等の各種相談窓口の充実とこれらの相談窓口の周知広 報を推進する。
- ホ 子どもに関する安全情報の共有

【知事部局,教育委員会,警察,市町村】

- 子どもを犯罪から守るため、子どもの見守り活動を行っている団体等のネットワーク 化を進める。
- 不審者情報など子どもの安全に関する情報について、地域住民からの積極的な情報提供を促すとともに、情報を一元的に集約し、正確な情報を県民等に適切に提供する。
- 住民ニーズに的確に対応した地域安全情報を提供し、広報、啓発活動を推進する。

- へ 子どもの虐待防止の取組の推進 【知事部局,教育委員会,警察,市町村】
 - 地域ぐるみで子どもを虐待から守るには、地域住民の児童虐待への理解が必要である ことから、研修会の開催や啓発パンフレットの配布により、児童虐待に関する知識の普 及と連絡・相談窓口の周知広報を推進する。
 - 医療機関従事者向けの児童虐待防止啓発を進めることにより、児童虐待の早期発見を 促進する。
 - 児童虐待への対応を充実させるため、福祉、医療、教育、警察など関係機関による連携・協力を推進する。
- ト 学校における子どもの防犯に関する総合的な安全対策の促進 【教育委員会, 市町村】
 - 子どもの安全を確保するため、学校において行われる安全に関する指導についての指 針を策定する。

- (注8) 地域安全マップ:地域の中で犯罪や事故の発生しやすい危険箇所(道路から見通しの悪い公園, 駐車場, 周囲から見通しの悪い道路, 暗所, 放置された空き地等) や子ども110番の家などの緊急避難場所を表示した地図
- (注9) 母親クラブ:児童館などを活動拠点として、子どもたちの健全育成をサポートするボランティア団体
- (注10) ファミリー・サポート・センター:地域において, 育児や介護の援助を受けたい人が会員となり, 育児や介護について助け合う会員組織
- (注11) 子ども110番の家:子どもが、事件、事故、災害等に遭遇するおそれがある場合の緊急避難場所として、特定の民家、店舗、事業所等を指定し、子どもが避難してきたときに警察等へ通報してもらい、地域における子どもの安全を図ろうとするもの。実施団体によって呼び名やマークが異なる。

(6) 子どもに関する安全教育の推進

「自らの安全は自らが守る」という自立的な防犯意識を育てるため、できるだけ早い年代から、子どもの年齢や発達段階に応じた教材を使用した効果的な安全教育を推進し、子どもの犯罪回避能力を育てます。

また,子どもに関する各種相談窓口で保護者に対する情報提供等の支援を行い,家庭 での安全教育の充実を図るとともに,地域での子どもの立ち直り支援を推進します。

イ 子どもの健全育成 【知事部局,教育委員会,警察,市町村,県民・事業者】

- 家庭,学校,地域が協力して子どもに規範を示し,子どもの健全育成に努めることが重要であり,その気運を醸成する。
- 自然に触れ合い,生きものの命の大切さなどを学ぶことで他人を思いやることができる健全な人格形成を進める教育を推進する。
- ロ 子どもの犯罪回避能力の育成等

【知事部局,教育委員会,警察,市町村】

- 子ども向けの犯罪被害防止のためのリーフレットを作成する。
- 子どもの学年や理解度に応じた参加・体験型の効果的な被害防止教育を実施し、危険に直面したときに、逃げたり、誘いを拒否できる能力を育てる。
- ハ 子どもを守るための大人に対する安全教育の推進

【知事部局,教育委員会,警察,市町村】

- 子どもの発達段階に応じた犯罪被害防止対策の実践的な取組事例集を作成する。
- 子どもへの「声かけ」や「連れ去り」の犯行手口を踏まえた効果的な被害防止教育 のための教本等を作成する。
- 学校の教職員や子どもが利用する施設の従事者に対する講習会を実施して学校や施 設における犯罪被害防止対策の改善を進める。
- ニ 家庭における子どもの安全教育の支援 【知事部局,教育委員会,警察,市町村】
 - 家庭における安全教育を推進するため、地域全体で子どものいる家庭を支え、家庭の教育力を向上させる取組を推進するとともに、保護者を対象とした安全教室を開催し、家庭における効果的な安全教育を支援する。
 - 子どもへの効果的な安全教育のため、子どもを対象とする各種相談窓口における子 どもの安全対策に関する情報の共有化を推進する。
- ホ 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援

【知事部局、警察、市町村、県民・事業者】

- 少年補導センターなど地域における立ち直り支援の核となる機関を強化し、非行や犯罪被害に巻き込まれて、困難を抱える子どもの立ち直りを地域で支援するための活動を推進する。
- 警察,教育,福祉,更生保護,労働等の関係機関が連携して,立ち直りまでの一貫した支援体制の整備を推進する。
- 地域のボランティア団体,青少年団体,スポーツクラブ等が連携・協力し,社会奉仕活動や体験活動,スポーツ活動等を通じた子どもの安全教育を推進する。

(7) 子どもを守るためのインターネット,携帯電話等の利用教育の推進

出会い系サイトやコミュニティサイトなどを通じて子どもが犯罪に巻き込まれないよう、インターネットや携帯電話等の適切な利用についての教育を推進します。

子どもが置かれている情報化社会の現状に関する大人の理解を進め、子どもがインターネットを通じた犯罪に巻き込まれにくい環境を作っていきます。

- イ 子どもに対する情報モラル教育の推進 【知事部局,教育委員会,警察,市町村】
 - 特に子どもにとって危険性の高い出会い系サイトやコミュニティサイトなどを通じて犯罪被害にあわないよう,これらのサイトに潜む危険性についての普及・啓発を推進する。
 - インターネットや携帯電話等を適切に利用するための情報モラル教育など、便利さの反面、詐欺などの犯罪や不用意な書き込みによるトラブルに巻き込まれる危険性も 潜む情報化社会の現状に対する理解を深め、犯罪やトラブルにあわないための取組を 推進する。
- ロ 子どもを取り巻く情報化社会の現状に関する大人の理解度の向上

【知事部局,教育委員会,警察,市町村,県民·事業者】

- 情報化社会における子どもの見守りを進めるため、子どものインターネットの利用 実態についての講習会の開催やリーフレットの作成などを行い、子どもが置かれてい る情報化社会の現状について大人の理解を進める。
- 子どもが利用する携帯電話へのフィルタリング(注12)を推進するため、保護者、 携帯電話関係事業者等に対するフィルタリングの必要性についての普及・啓発を促進 する。

(注12) フィルタリング:インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年の健全な成長を著しく阻害する情報の閲覧を制限すること。

(8) 子どもを犯罪の被害から守るための対策の推進

子どもを地域社会の中で安全に安心して育てることができる環境をつくることは県民 共通の願いです。

しかしながら,子どもを狙った犯罪はなくならないのが現実であり,県民が治安に対 し不安を持つ理由の一つとなっています。

また,一度過ちを犯した方を地域で温かく見守り,共生する社会の実現には,被害者も加害者も生まないための取組が求められます。

そこで、子どもを犯罪から守るため県民が必要としている対策について、検討を推進 していきます。

- イ 子どもを標的とする犯罪から子どもを守るための対策の検討の推進 【知事部局,警察】
 - 子どもに対する犯罪を未然に防ぐ対策の検討を推進する。
 - 子どもを対象とする犯罪の繰り返しを防ぐ対策の検討を推進する。
 - 特に被害者の立場を尊重しながら、対策の検討を推進する。

(9) 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進

異性に対する理解を深める教育や性暴力に関する教育など男女がお互いを尊重し、共生するための取組を進めることによって、女性が犯罪の被害におびえず安全に安心して暮らすことができる社会づくりを推進するとともに、女性に対する安全教育を推進し、自主防犯力を高めていきます。

性犯罪被害やDV(注13)などの他人に話しづらい悩みを抱える女性が相談しやすい環境の整備と情報の共有化による適切な支援を促進します。

女性が性差に関係なく社会の中で安全に安心して暮らしていくために必要な対策についての検討を進めていきます。

イ 女性に関する安全教室の推進

【知事部局、教育委員会、警察、市町村】

- 学校などで異性が互いの立場を思いやり、お互いの理解を深めるための教育や性暴力に関する理解を深めるための取組を推進する。
- 性犯罪被害、DV、ストーカー等の被害防止のための安全教室の開催を促進する。
- 各相談機関へ地域安全情報を提供するとともに犯罪の被害にあわないためのリーフレット等の資料配布、相談窓口における広報・啓発活動を推進する。
- ロ 女性が相談しやすい環境の整備 【知事部局,警察,市町村,県民・事業者】
 - 行政機関,教育現場,警察などの女性相談の窓口体制を充実することにより,犯罪被害について女性が相談しやすい環境をつくり,相談を通じた問題の解決を推進する。
 - 性犯罪被害やDVなどへの理解を深めるための啓発活動を推進し、悩みを相談しや すい社会の雰囲気づくりを推進する。
- ハ 女性の適切な支援のための情報共有化の促進 【知事部局、警察、市町村】
 - 女性の悩みを総合的に解決していくため、プライバシーに配慮しながら、各相談窓 口間の情報共有を推進する。
- ニ 女性が標的になりやすい犯罪から女性を守るための対策の検討の推進【知事部局,警察】
 - 女性に対する犯罪を未然に防ぐ対策の検討を推進する。
 - 女性を対象とする犯罪の繰り返しを防ぐ対策の検討を推進する。
 - 特に被害者の立場を尊重しながら、対策の検討を推進する。
- (注13) ドメスティック・バイオレンス (DV: domestic violence):配偶者や内縁関係にある者,家族,恋人などのパートナー,元配偶者や元パートナーなどの近親者から受ける虐待・暴力

(10) 地域で見守る高齢者,障害者,外国人等の安全対策

老人クラブ等の関係団体や事業者等と協力し、高齢者、障害者、外国人等に対して緊 急時の通報先、身近な安全対策等に関する講習・情報提供を行います。

また,各種相談窓口の充実を図ることにより,高齢者,障害者,外国人等が安全に安心して生活できる環境を整えます。

イ 高齢者の見守り活動の推進

【知事部局、警察、市町村、県民・事業者】

- 高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域安全情報を発信し、「地域での支えあい見守り活動」を推進する。
- 振り込め詐欺など高齢者を標的とした犯罪被害を防止するため、情報発信、相談窓口の強化を図る。
- 高齢者の身近で接する医療機関、社会福祉活動団体、ヘルパーや介護ボランティア 等を対象に権利擁護を基本とした安全教室の開催を推進する。
- 成年後見制度の活用を促進するなど、高齢者の権利擁護を図る。
- 各市町村の地域包括支援センター等を中心に、高齢者に関する相談機能を充実する。

ロ 障害者の見守り活動の推進

【知事部局, 警察, 市町村, 県民・事業者】

- 障害者が地域で安心して生活できるよう、地域安全情報を発信するとともに、障害者からの通報に対応できる体制の整備を推進する。
- ノーマライゼーション(注14)の理念に基づく,地域交流活動や「地域での支えあい見守り活動」を推進する。
- 障害者が犯罪の被害にあわないよう,グループホームなど住まいや活動の場での権 利擁護を基本とした安全教室の開催を推進する。

ハ 外国人等の見守り活動の推進 【知事部

【知事部局, 警察, 市町村, 県民·事業者】

- 日本語が分からないことなどのため、犯罪の発生状況や危険箇所等の地域安全情報 を受け取ることができなかったり、犯罪の危険に対して適切な行動をとることができ ない方々について、「地域での支えあい見守り活動」を推進する。
- 外国人の生活習慣や文化の差異等を踏まえ、効果的な地域安全対策を行うため、広報啓発資料の作成等の取組を推進する。

(注14) ノーマライゼーション:障害がある人もない人も,共に地域で日常生活を送れるような 社会こそが普通の社会であるという考え方

(11) 安全な学校・通学路づくり

学校,家庭,警察,県民,ボランティア等が連携して学校や通学路等の安全点検を実施します。

子どもの目線に立って植栽等の安全確保に配慮しながら,防犯灯等や見通しの良い植 栽等の環境整備を進め,危険箇所の解消を図ります。

イ 学校等の施設の安全対策(構造,設備,管理)の推進

【知事部局,教育委員会,警察,市町村】

- 「私たちの学校や地域では事件は起こるまい」などと楽観せず、「事件はいつ、どこでも起こりうるのだ」という意識を持って、地域の実情を踏まえた学校等の施設の安全対策や点検・改善のマニュアルの作成を進める。
- ロ 地域ぐるみでの子どもにとって安全な通学環境の整備 【市町村、県民・事業者】
 - 子どもの安全確保は、学校、家庭、地域社会との連携・協力のもと、地域ぐるみでの取組を推進する。
 - 保護者,地域住民,警察・消防・町内会等の関係機関・団体が連携して,通学路の安全点検を実施することにより,子どもたちの通学環境に存在する防犯上の問題点について共通認識を形成するとともに,それら危険箇所の解消に向けて,子どもの目線から防犯灯等の整備や植栽の見通しを良くするなどの通学路等の整備を市町村と連携して進める。

(12) 犯罪の防止に配慮した安全な道路,公園,駐車場等の普及

行政や県民がそれぞれの役割を担って、地域の安全を確認し、防犯灯の設置、見通し の良い植栽等の犯罪の防止に配慮した道路、公園等の整備を進めます。

自動車・自転車の盗難を防止するための対策を推進するとともに,自転車盗やバイク 盗といった青少年の初発型非行を減少させます。

イ 道路,公園,駐車場等の見通しの確保,高照度照明施設等の整備促進

【知事部局, 警察, 市町村】

- 道路,公園,駐車場等の設置者や管理者は,見通しの確保,障害物の撤去,高照度 照明施設等の設置等,犯罪の防止に配慮した施設の整備に努める。
- 県民等は、安全・安心まちづくりの自主的活動の中で、地域の道路や公園、駐車場等について安全点検を行い、県、警察、市町村と連携して自分たちの地域の環境改善を図る。
- ロ 自動車・自転車の盗難防止対策の推進

【市町村、県民・事業者】

- 自動車・自転車の販売会社等と連携・協働し、自動車盗難等防止装置や自転車防犯 登録の普及を図るなど盗難防止対策を促進する。
- 関係機関、団体が連携した自動車・自転車の盗難防止の街頭キャンペーンやポスター配布等の広報活動により、自動車・自転車の盗難防止活動を推進する。
- 自転車の利用者に対し、盗難しにくい管理された駐輪場の場所の周知を推進する。
- カラーコーンなどを設置し、自転車を放置しにくい環境を作ることにより、放置自 転車の盗難を防止する。

【参考】

『自動車盗難等防止装置』

イモビライザー (注15), 位置情報追跡タイプ (GPS等), 固定器具タイプ (ハンドル・シフトロック)等

(注 15)イモビライザー:キーの照合システムによって、専用のキー以外ではエンジンの始動ができないという電子的な自動車盗難防止システムの呼称。

(13) 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及

「防犯性能の高い建物部品」(注16)(錠,ドア,窓,シャッター等)の防犯性能に係る情報を消費者に提供するため住宅の設備機器,建材・住宅設備事業者等に対する広報啓発を推進します。

「防犯優良マンション認定制度」(注17)を導入し、建物や敷地まで含めた全体の防犯性能を考慮した共同住宅等、犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及を推進します。

イ 防犯性の高い建物部品の普及

【知事部局、警察、市町村】

- 県民や関係機関・団体に対する犯罪の発生状況,手口等に関する情報提供,ガラス破壊実験や実践的安全教室,住まいの安全点検を通じて,CPマーク(注18)の付いた防犯性能の高い建物部品の普及に努める。
- ロ 防犯モデルマンション認定制度等の導入促進

【知事部局, 警察, 市町村】

○ 公益社団法人宮城県防犯協会連合会等が進めている防犯優良マンション認定制度の導入を促進するなど、犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及を図る。

- (注16) 防犯性能の高い建物部品:関係省庁及び建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」(平成14年11月設置)において、 侵入犯罪の防止を図るため平成16年4月から公表している「防犯性能の高い建物部品 目録」に記載されている建物部品
- (注17) 防犯優良マンション認定制度:各都道府県において地域の住宅・建築に係る公益的事業 を実施する法人及び防犯に係る公益的事業を実施する法人が共同して防犯性に優れたマ ンションを認定する制度
- (注18) C Pマーク:「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が防犯性 能試験を実施し、約7割の侵入盗が侵入をあきらめるとされている5分間耐えうること を基準に認定したドア、ガラス、錠、サッシなどの防犯性能の高い建物部品に表示して いるマーク
 - CPとは、「Crime Prevention」(防犯)の頭文字をとったもの

(14) 犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及

防犯機器等の設置促進等による犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及を 推進します。

深夜小売業施設 (深夜商業施設のうちコンビニエンスストア等の小売業施設) を地域 安全情報の発信拠点や県民等の自主的活動における立ち寄り場所として活用します。ま た,子どもや女性,高齢者等の緊急避難場所や緊急通報支援等の拠点 (セーフティステ ーション) としても活用します。

イ 深夜商業施設等への防犯機器等の普及促進

【知事部局、警察、市町村】

- 深夜商業施設等の設置者に対し、防犯機器等の適正な設置と操作要領の確認を行い、 防犯機器等の適正な運用に努めるよう協力を要請する。
- ロ 深夜小売業施設に対する安全情報の提供、安全対策の啓発【知事部局、警察、市町村】
 - 深夜小売業施設の設置者に対し、地域安全情報を提供して地域の情報発信拠点や県 民の緊急避難場所としての役割を担うこと、また、緊急通報支援等について協力を要 請する。
- ハ 深夜小売業施設のセーフティステーションとしての活用の促進

【知事部局, 警察, 市町村, 事業者】

○ 地域のセーフティステーションとなっている深夜小売業施設が犯罪被害から逃れる ための緊急避難場所として利用できることについての情報発信を積極的に行い,その 活用を促進する。

【参考】

『深夜商業施設等』

深夜小売業施設(コンビニエンスストア等)のほか、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、 ゲーム場、カラオケ店、インターネットカフェ、ボーリング場などをいう。

『深夜小売業施設』

午後10時から翌日の午前5時までの間において営業する小売業に供される施設 (コンビニエンスストア等)をいう。

(15) 繁華街等の環境整備

違反広告物,落書き,ゴミの散乱,放置された空き店舗,街路の暗がりなど無秩序な 環境は,訪れた人に不安感を与えると同時に犯罪を誘発する原因になります。

そこで県民,ボランティア,関係事業者等と行政機関が連携し,地域ぐるみの違反広告物の除去,落書きの消去,街路の清掃などの環境浄化活動や空き店舗の適切な管理を促進し,犯罪を起こしにくい環境づくりを進めます。

イ 街の美観を著しく阻害する違反広告物、落書き等を許さない環境づくり

【県民・事業者】

- 県民,ボランティア,関係事業者等と行政機関が連携し,地域ぐるみで違反広告物の除去,落書きの消去,街路の清掃等の環境浄化活動を粘り強く継続し,違反広告物,落書き等の迷惑行為を許さない環境づくりの県内全域での展開を推進する。
- ロ 犯罪に利用されないための空き地,空き家,空き店舗対策の推進 【県民・事業者】
 - 危険箇所(放置された空き地・空き家,死角となる箇所,暗がり等)の点検改善活動 を地域ぐるみで進める。
 - 空きビル・空き店舗が犯罪の温床とならないよう、壊れた窓ガラスの速やかな修繕な ど適切な管理がなされるよう所有者・管理者に要請する。

(16) 観光地における情報提供の充実

観光旅行者へ地域安全情報を提供するなど、それぞれの地域の特性に応じ、観光資源や文化を活かした魅力ある安全な観光地づくりに取り組み、安心して宮城県を訪れることができる環境を整備します。

イ 訪れる人にとって分かり易い案内看板,パンフレット等の普及

【知事部局, 警察, 市町村】

- 観光旅行者等が旅行地で安心して滞在できるよう、案内板、パンフレット等を活用し 安全対策等の情報の周知を図る。
- ロ 観光案内所等での安全情報の提供 【知事部局、警察、市町村、県民・事業者】
 - 国際交流協会,観光協会等と連携して,犯罪の発生状況等の地域安全情報の共有化を図り,観光旅行者等が安心して滞在することができるよう,観光案内所やホテル,旅館等の宿泊施設等を通じて犯罪にあわないための地域安全情報等の提供を行う。
 - 観光施設等の管理者に対し、地域安全情報に基づく従業員の指導・研修・訓練を奨励する。
- ハ 外国人観光旅行者への地域安全情報の提供 【知事部局,警察,市町村,県民・事業者】
 - 外国人観光旅行者向けの案内板,パンフレットの普及を推進する。
 - 宿泊施設等を通じた外国人観光旅行者への地域安全情報の提供を推進する。

(17) 被災地における防犯ボランティア活動の再生支援

被災地において、地域住民が一日も早く自らのまちを自らで守り、安全に安心して暮らせる環境を取り戻すために、被災地の安全・安心まちづくり活動の担い手となっていた防犯ボランティアの活動再開のための支援を推進します。

被災地における新たな安全・安心まちづくりの担い手の育成を推進します。

- イ 被災した防犯ボランティアの活動再開への支援
 - 【知事部局, 警察, 市町村, 県民·事業者】
 - 被災による装備資機材などの滅失で、活動が困難となっている防犯ボランティアに 対する装備資機材等の再整備を支援する。
- ロ 被災地における安全・安心まちづくりの担い手の育成

【知事部局, 警察, 市町村, 県民・事業者】

- 被災地を中心に安全・安心まちづくりのリーダーとなる人材の育成を推進する。
- 仮設住宅における地域コミュニティの再生を通じた安全・安心な環境づくりのため、 住民自治の中心的役割を担う人材の確保を促進する。

(18) 被災地の安全対策の推進

避難して住む人がいない空き家を狙った空き巣などの犯罪を防ぐために、被災地の安全パトロールを推進します。

震災に便乗した心ない犯罪を防ぐために、被災者などに対する安全教育を推進します。 被災による不安感の高まりが犯罪へつながらないよう相談窓口を充実します。

- イ 被災地の安全パトロールの推進 【知事部局,警察,市町村,県民・事業者】
 - 被災のため住民不在の家屋などへの空き巣が増加し、被災者の不安感を高めている ことから、警察、県内外の防犯ボランティア、NPOなどが協力し被災地における安 全パトロールを推進する。
- ロ 被災者などへの安全教育の推進 【知事部局、警察、市町村、県民・事業者】
 - 避難先など慣れない環境で暮らす被災者が犯罪にあうことを防ぐため、被災地にお ける安全教室の開催を推進する。
 - 仮設住宅で暮らす被災者向けに、住居や自動車・自転車の施錠の徹底、車上荒らし への警戒、悪質商法への注意喚起など犯罪を予防するためのリーフレット等を作成し、 配布する。
 - 震災からの復興を支援するボランティアが犯罪にあわないよう、被災地における活動の注意点などに関する啓発を推進する。
- ハ 被災者のための相談窓口の充実

【知事部局,警察,市町村】

○ 被災によるストレスの高まり、将来への不安、人間関係についての悩みなどが犯罪 へとつながらないよう相談窓口を充実する。

(19) 被災地における子どもの安全・安心の確保

被災地において子どもが安全に安心して暮らすために、仮設住宅などの新しいコミュニティの住民が連帯して、自らのまちの子どもを見守る取組や子どもの通学路の安全点検をする取組を推進します。

放課後の子どもの居場所や遊び場の確保を推進し、被災地においても子どもが安全に 安心して暮らせる環境をつくります。

イ 被災地における子どもの見守りの推進

【知事部局,教育委員会,市町村,県民·事業者】

- 仮設住宅や避難先などの新しいコミュニティの住民同士が連帯して, PTAや地域のボランティア団体の協力のもとに, 自らのコミュニティの子どもを見守る取組を支援する。
- ロ 被災地における通学路の安全点検の推進

【県民・事業者】

- 子どもが通学途中に事件に巻き込まれることがないよう、仮設住宅から学校への通 学路など、震災前と異なる経路についての安全点検を推進する。
- ハ 被災地における子どもの安全な居場所づくりの推進

【知事部局,教育委員会,市町村,県民·事業者】

- 被災地の子どもが安全に放課後の時間を過ごせるよう、被災地における放課後子ど も教室の設置を推進する。
- PTA, 地域住民, 町内会などの連携, 協力による被災地の子どもが安全に安心して遊べる場所の確保を推進する。

(20) 被災地の環境整備の促進

犯罪の温床となる環境を除去するため、所有者と連携して住むことのできない空き家・空き店舗や災害廃棄物の処理を迅速に進めます。

夜間でも安心して生活できるまちづくりのために、街路灯などの再整備を促進します。 被災地におけるまちぐるみの環境美化活動を支援し、犯罪が起こりにくいまちづくり を推進します。

イ 被災地の安全な環境の早期復旧

【知事部局, 市町村】

- 犯罪の温床となるような廃棄物が散乱する環境を改善するため、災害廃棄物の早期 処理を促進する。
- 被災地の夜間における安全・安心のため、被災した道路の復旧にあわせた街路灯や 防犯灯の再整備を推進する。
- ロ 被災地における環境美化活動の推進

【知事部局, 市町村, 県民·事業者】

○ 被災地における花の植栽活動やゴミ拾いなどの環境美化活動を支援することにより、 こうした活動を通じた地域コミュニティの連帯を促進するとともに、美しい街並みが もたらす犯罪が起こりにくいまちづくりを推進する。

資 料 編

〇犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例

平成18年3月24日 宮城県条例第46号

最終改正 平成22年3月24日宮城県条例第22号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 推進体制及び活動の支援等(第9条-第11条)

第3章 犯罪が起きにくい環境づくりのための基本的な施策(第12条一第21条)

第4章 雑則 (第22条—第24条)

附則

安全で安心して暮らせる社会の実現は、県民共通の願いである。また、「安全」は社会における最も基本的な価値であり、「安心」は豊かで潤いのある生活を営む上の基盤となるものである。

私たちは、豊かな自然に恵まれた宮城で日々の営みを互いに支え合う地域社会を築いてきた。 都市、農山漁村など多様な環境を有する宮城は、これからの時代に、真に豊かな生活を享受できる可能性を持った地域である。

しかし、県内では、子ども、女性、高齢者を対象とした犯罪の発生や、犯罪の国際化、低年齢 化などによって、治安に対する県民の不安感が増してきている。

情報化、高齢化、都市化などに伴う生活様式の変化を始めとする近年の急激な社会環境の変化により、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化が危惧されるなか、県民が真に安心して暮らせるまちづくりの実現には、行政施策や警察活動のみならず、県民一人一人が、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、基本的人権を尊重しつつ、地域社会が連帯し支え合いながら、犯罪が起きにくい環境を整えることが必要である。

ここに、私たちは、誰もが安心して暮らすことができ、特に次代を担う子どもたちが犯罪に巻き込まれることのない安全な地域社会の実現を目指し、「犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくり」を県民運動として進めることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくり(以下「安全・安心まちづくり」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪が起きにくい環境づくりを進めるために必要な事項を定めることにより、安全・安心まちづくりを推進し、もってすべての県民が安心して暮らせるまちを実現することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 安全・安心まちづくりは、県、県民等(県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の 団体をいう。以下同じ。)及び市町村の適切な役割分担による協働の下に、次に掲げる事項を 基本として推進されなければならない。
 - (1) 自らの安全は自らが守り、地域の安全は地域が守るという防犯意識の高揚を図るとともに、 県民運動として、お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。
 - (2) 子ども、女性、高齢者、障害者及び外国人その他の特に防犯上の配慮を要する者を犯罪被害から守ること。

- (3) 基本的人権を侵害しないよう配慮しつつ、犯罪が起きにくい生活環境の整備を行うこと。 (県の役割)
- 第3条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

(市町村への協力及び支援)

第4条 県は、安全・安心まちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、 市町村が実施する安全・安心まちづくりに関する施策について、必要な協力及び支援を行うよ う努めるものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における安全の確保に自ら努めるとともに、地域における安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動における安全の確保に自ら努めるとともに、 地域における安全・安心まちづくりに関する自主的な活動に協力するよう努めるものとする。 (基本計画)
- 第7条 知事は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本 理念にのっとり、安全・安心まちづくりに関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定 めるものとする。
- 2 基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 安全・安心まちづくりに関する基本的方向
 - (2) 安全・安心まちづくりの推進のための施策に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、安全・安心まちづくりの推進に関し必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、次条第1項に規定する安全・安心ま ちづくり委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(安全・安心まちづくり委員会)

- 第8条 基本計画その他安全・安心まちづくりに関する重要事項を審議するため、知事の附属機関として、安全・安心まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、知事が任命する委員20人以内で組織し、任期は2年とし、委員は再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。 第2章 推進体制及び活動の支援等

(推進体制の整備)

第9条 県は、県民等及び市町村と連携して、安全・安心まちづくりを推進するための体制を整

備するものとする。

(広報及び啓発)

第10条 県は、県民が安全・安心まちづくりについて理解を深めることができるよう、広報及 び啓発を行うものとする。

(自主的な活動に対する支援)

- 第11条 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動に対し、その活動を 促進するため情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。
- 2 警察署長は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動が適切かつ効果的に 推進されるよう、その管轄区域における犯罪の発生状況等に関する情報の提供、助言等必要な 措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 犯罪が起きにくい環境づくりのための基本的な施策

(児童等の安全確保のための指針)

第12条 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、学校等(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校の高等課程、主として外国人の児童、生徒及び幼児に対して学校教育に類する教育を行う各種学校並びに児童福祉施設をいう。以下同じ。)及び通学路等(通学、通園等の用に供されている道路並びに児童、生徒及び乳幼児(以下「児童等」という。)が日常的に利用している公園、広場等をいう。以下同じ。)における児童等の安全確保に関する指針を定めるものとする。

(学校等における児童等の安全確保)

- 第13条 学校等を設置し、又は管理する者は、前条の指針に基づき、当該学校等における児童 等の安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 学校等を設置し、又は管理する者は、必要があると認めるときは、関係機関の職員、児童等の保護者、地域住民、関係団体等の参加を求めて、児童等の安全確保に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における児童等の安全確保のために必要な情報の提供、助言等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全確保)

- 第14条 通学路等を管理する者、児童等の保護者、学校等を管理する者及び地域住民は、連携して、第12条の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県民は、児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれが明らかであると認められる場合には、状況に応じて、警察官への通報、避難誘導等その他の適切な措置を 講ずるよう努めるものとする。

(児童等の安全教育)

第15条 県は、児童等が犯罪の被害者又は加害者とならないようにするために学校等が家庭及び地域社会と連携して行う教育に係る取組を支援するものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

- 第16条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有し、又は犯罪の防止に配慮した管理を 行う道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)の普及に努める ものとする。
- 2 知事は、公安委員会と協議して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

- 3 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮 した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (犯罪の防止に配慮した住宅の普及)
- 第17条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。
- 2 知事は、公安委員会と協議して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。
- 3 住宅を建築しようとする者又は住宅を所有し、若しくは管理する者(以下「住宅建築者等」という。)は、前項の指針に基づき、当該住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有し、又は犯罪の防止に配慮した管理を行うものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 県は、住宅建築者等及び住宅に居住する者に対し、当該住宅の防犯性向上のために必要な情報の提供、助言等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(空き地又は空き家における犯罪の防止)

第18条 空き地又は空き家を所有し、又は管理する者は、当該空き地又は空き家について、さくの設置、草刈り、出入口の施錠等犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(深夜商業施設等における犯罪の防止)

- 第19条 知事は、公安委員会と協議して、深夜商業施設等(深夜商業施設(午後10時から翌日の午前5時までの間において営業する小売業に供される施設をいう。)及び遊技場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号に規定する営業を行う施設並びに青少年健全育成条例(昭和35年宮城県条例第13号)第30条各号に規定する営業に係る営業所をいう。)をいう。以下同じ。)における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。
- 2 深夜商業施設等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該深夜商業施設等を 犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努める ものとする。
- 3 県は、深夜商業施設等を設置し、又は管理する者に対し、当該深夜商業施設等の防犯性向上のために必要な情報の提供、助言等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自動車等の販売業者による情報の提供)

第20条 自動車、原動機付自転車及び自転車の販売事業者は、盗難による被害を防止するため、 購入者に対し、日常の管理方法及び犯罪の防止に配慮した機器等に関する情報提供を行うよう 努めるものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第21条 県は、観光に関する事業を営む者等と連携して、観光旅行者等の安全を確保するため に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(指針の策定手続)

- 第22条 知事は、第12条、第16条第2項、第17条第2項及び第19条第1項の指針(以下「防犯指針」という。)を定め、又は変更しようとするときは、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 知事は、防犯指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (財政上の措置)

第23条 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の公表)

第24条 知事は、毎年度、安全・安心まちづくりに関して講じた施策の内容を公表するものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

〔次のよう〕略

附 則(平成18年条例81号)

(施行期日)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。